

第20号議案

平成28年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第4号）

平成28年度北はりま消防組合一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ202,787千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,347,915千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月27日提出

北はりま消防組合

管理者 加東市長 安田正義

北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部改正（要旨）

1 改正理由

平成28年人事院勧告において、民間事業所における賃金引上げの動きを反映し、月例給及び特別給を引き上げることや、社会を取り巻く状況の変化等を踏まえ、扶養手当の改定、仕事と育児や介護と両立支援等を勧告している。

北はりま消防組合においても、これらのことを基本姿勢とし、人事院及び兵庫県人事委員会の勧告、構成市町の動向を踏まえ、北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 第1条 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正

- ア 民間給与との較差を踏まえ、給料表の水準の引上げをすること。
- イ 勤勉手当の支給月数を年間0.1月分の引上げをすること。
- ウ 等級別基準職務表を規定すること。

(2) 第2条 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正

- ア 扶養手当について、配偶者に係る手当額を6,500円に引き下げ、子に係る手当額を10,000円に引き上げること。（段階的实施）
- イ 第1条に規定する6月・12月の勤勉手当の支給月数を均等にする事。

(3) 第3条 北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- ア 育児休業等に係る子の範囲が拡大されることに伴い、所要の整理をすること。
- イ 休暇の種類に介護時間を加えること。
- ウ 現行の介護休暇について、分割取得を可能にすること。

(4) 第4条 北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児休業等に係る子の範囲を、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業等の対象とすること。

3 施行期日

- (1) 第1条関係 公布の日（平成28年4月1日から適用）
- (2) 第2条関係 平成29年4月1日
- (3) 第3条関係 平成29年1月1日
- (4) 第4条関係 平成29年1月1日